

# 資料編

- 資料 1 福生市国民保護協議会委員名簿
- 資料 2 福生市国民保護協議会条例
- 資料 3 福生市国民保護協議会運営規程
- 資料 4 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 資料 5 関係機関一覧
- 資料 6 報道機関一覧
- 資料 7 警報及び避難の指示の伝達先一覧
- 資料 8 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン
- 資料 9 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
- 資料 10 救援の程度及び方法の基準
- 資料 11 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
- 資料 12 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式

資料 1

福生市国民保護協議会委員名簿

	国民保護法の根拠	職名
1	会長(法 40 条 2 項)	福生市長
2	指定行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局 相武国道事務所長
3	(法第 40 条 4 項 1 号)	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長
4	自衛隊に所属する者 (法第 40 条 4 項 2 号)	陸上自衛隊第一施設大隊長
5	都道府県の職員 (法第 40 条 4 項 3 号)	東京都西多摩建設事務所長
6		東京都西多摩保健所企画調整課長
7		東京都水道局 あきる野給水事務所長
8		警視庁 福生警察署長
9	副市長 (法第 40 条 4 項 4 号)	福生市副市長
10	教育長及び消防吏員	福生市教育長
11	(法第 40 条 4 項 5 号)	東京消防庁 福生消防署長
12	市町村の職員	福生市総務部長
13	(法第 40 条 4 項 6 号)	福生市消防団長
14	指定公共機関又は指 定地法公共機関の役 員又は職員 (法第 40 条 4 項 7 号)	東日本旅客鉄道株式会社 拝島駅長
15		東日本電信電話株式会社 東京事業部東京西支店長
16		東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社 青梅事務所長
17		日本郵便株式会社 あきる野郵便局長
18		武陽ガス株式会社 代表取締役社長
19		東京都赤十字血液センター 立川事業所長
20		東京都トラック協会 多摩支部第三地区長
21	国民の保護のための 措置に関し知識又は 経験を有する者(法第 40 条 4 項 8 号)	福生市医師会会長
22		福生市歯科医師会会長
23		公立福生病院院長
24		福生市町会長協議会理事
25		福生市交通安全推進委員会会長
26		福生警察署管内防犯協会副会長
27		多摩ケーブルネットワーク株式会社 代表取締役社長
28		立川バス株式会社 瑞穂営業所長
29		福生防災女性の会 福生支部長

## 福生市国民保護協議会条例

平成18年3月29日  
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、福生市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、30人以内とする。

2 協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 福生市国民保護協議会運営規程

平成18年8月17日 訓令第11号

改正

平成19年4月1日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、福生市国民保護協議会条例（平成18年条例第18号）第5条の規定に基づき、福生市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会は、必要に応じて会長が協議会を招集するものとする。

2 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、あらかじめ会長に届け出たうえで、代理者を出席させることができる。

4 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(専門委員の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(会議等の公開)

第5条 協議会の会議及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部安全安心まちづくり課において処理する。  
一部改正〔平成19年訓令第4号〕

附 則

この訓令は、平成18年8月17日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月29日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、福生市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び福生市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(職務)

第3条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員その他の職員は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

(福生市緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、福生市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料5

## 関係機関一覧

## 【都機関（警察機関含む）】

名称	担当部署	所在地
東京都総務局	総合防災部	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉健康局 西多摩保健所	企画調整課	〒198-0042 青梅市東青梅5-19-6
東京都建設局 西多摩建設事務所	庶務課	〒198-0042 青梅市東青梅3-20-1
東京都水道局	多摩水道改革推進本部	〒190-0014 立川市緑町6-7
東京消防庁 福生消防署	警防課	〒197-0011 福生市福生1072
警視庁福生警察署	警備課	〒197-0012 福生市加美平3-25

## 【指定行政機関】

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房企画調整課 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	〒100-8974 千代田区霞ヶ関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	〒100-8974 千代田区霞ヶ関2-1-2
防衛省	統合幕僚監部運用部 運用第一課	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	連絡先は防衛省と同様	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1
金融庁	総務企画局 総務課	〒100-8967 千代田区霞ヶ関3-2-1
消費者庁	総務課	〒100-8958 千代田区霞ヶ関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	〒100-8926 千代田区霞ヶ関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	〒100-8974 千代田区霞ヶ関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課政策評価企画室	〒100-8977 千代田区霞ヶ関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	〒100-8977 千代田区霞ヶ関1-1-1
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	〒100-8919 千代田区霞ヶ関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	〒100-8940 千代田区霞ヶ関3-1-1
国税庁	長官官房 総務課	〒100-8940 千代田区霞ヶ関3-1-1

## 資料5

名称	担当部署	所在地
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2
スポーツ庁	連絡先は文部科学省と同様	〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2
厚生労働省	社会・援護局 総務課	〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	大臣官房 文書課災害総合対策室	〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
経済産業省	大臣官房 総務課	〒100-8901 千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-8901 千代田区霞ヶ関1-3-1
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	〒100-8912 千代田区霞ヶ関1-3-1
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	〒106-8450 港区六本木1-9-9
国土交通省	危機管理室	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3
観光庁	連絡先は国土交通省と同様	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1
気象庁	総務部 総務課	〒100-8122 千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	〒100-8976 千代田区霞ヶ関2-1-3
環境省	大臣官房 総務課	〒100-8975 千代田区霞ヶ関1-2-2

## 【関係指定地方行政機関】

名称	担当部署	所在地
関東総合通信局	総務課	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎
関東財務局	総務課	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
東京税関	総務部 総務課総務第一係	〒135-8615 江東区青海2-7-1東京港湾合同庁舎
東京労働局	総務課	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎

## 資料5

名称	担当部署	所在地
関東農政局	企画調整室	〒330-0835 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
関東森林管理局	企画調整室	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25
関東経済産業局	総務課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館
関東東北産業保安監督部	管理課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館11階
関東地方整備局	企画部防災課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
相武国道事務所	管理第二課	〒192-0045 八王子市大和田町4-3-13
京浜河川事務所	多摩川上流出張所	〒197-0004 福生市南田園3-64-2
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理課	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15
東京航空交通管制部	総務課	〒359-0042 埼玉県所沢市並木1-12
東京管区气象台	総務課	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-4
第三管区海上保安部	総務課	〒231-8818 横浜市中区北仲通5-57
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 合同庁舎2号館

## 【防衛省、自衛隊及び在日米軍】

名称	担当部署	所在地
防衛省（再掲）	統合幕僚監部運用部 運用第1課	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1
北関東防衛局 （再掲）	企画部地方協力基盤整備課	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 合同庁舎2号館
横田防衛事務所		〒197-0003 福生市熊川864
陸上自衛隊 東部方面総監部	東部方面総監 防衛部	〒178-8501 練馬区大泉学園町
第一師団（練馬）		〒179-0081 練馬区北町4-1-1



## 資料5

名称	担当部署	所在地
東部方面航空隊（立川）		〒190-8501 立川市緑町5
第一施設大隊（朝霞）		〒178-8501 練馬区大泉学園町
海上自衛隊 横須賀地方隊	横須賀地方総監 第3幕僚室	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見1無番地
第4航空群（厚木）		〒252-1101 神奈川県綾瀬市厚木航空基地内
航空自衛隊 航空総隊	航空総隊司令部 防衛部	〒183-8521 府中市浅間町1-5-5
中部航空方面隊 （入間）	航空方面隊司令部	〒350-1394 埼玉県狭山市2-3
航空自衛隊作戦システム運用隊		〒197-0001 福生市横田基地内
米軍横田基地	広報部	〒197-0001 福生市横田基地内

## 【関係指定公共機関及び指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地
日本赤十字社	東京都支部 救護課	〒169-8540 新宿区大久保1-2-15
日本郵便株式会社 あきる野郵便局	総務課	〒197-0804 あきる野市秋川3-2-1
東日本旅客鉄道 株式会社	拝島駅	〒196-0003 昭島市松原町4-14-4
株式会社N T T 東日本	東京西支店	〒190-0022 立川市錦町4-11-5
東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社	企画総括グループ	〒190-0014 立川市緑町6-6
武陽ガス株式会社	総務課	〒197-0022 福生市本町17-1
東京都トラック協会	多摩支部	〒186-0001 国立市北3-27-11 三多摩自動車会館内

## 【関係市町村機関（多摩地区）】

名称	担当部署	所在地
八王子市 ★	生活安全部 防災課	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
立川市 ☆★	市民生活部 防災課	〒190-8666 立川市泉町1156-9
武蔵野市	防災安全部 防災課	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

## 資料5

名称	担当部署	所在地
三鷹市	総務部 防災課	〒181-0004 三鷹市新川6-37-1
青梅市	生活安全部 防災課	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
府中市	行政管理部 防災危機管理課	〒183-0056 府中市寿町1-5
昭島市 ☆★	総務部 地域防災担当	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1
調布市	総務部 総合防災安全課	〒182-0026 調布市小島町2-33-1
町田市	総務部 防災課	〒194-8520 町田市森野2-2-22
小金井市	総務部 地域安全課	〒184-8504 小金井市本町6-6-3
小平市	総務部 防災危機管理課	〒187-8701 小平市小川町2-1333
日野市	総務部 防災安全課	〒191-0016 日野市神明1-11-16
東村山市	環境安全部 防災安全課	〒189-8501 東村山市本町1-2-3
国分寺市	総務部 防災安全課	〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
国立市	行政管理部 防災安全課	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
狛江市	総務部 安心安全課	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5
東大和市	総務部 防災安全課	〒207-8585 東大和市中心3-930
清瀬市	総務部 防災防犯課	〒204-8511 清瀬市中里5-842
東久留米市	環境安全部 防災防犯課	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
武蔵村山市 ☆	総務部 防災安全課	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
多摩市	総務部 防災安全課	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1
稲城市	消防本部 防災課	〒206-8601 稲城市東長沼2111
羽村市 ☆★	市民生活部 危機管理課	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1
あきる野市 ★	総務部 地域防災課	〒197-0814 あきる野市二宮350
西東京市	危機管理室	〒202-8555 西東京市中町1-5-1
瑞穂町 ☆★	住民部 地域課	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
日の出町	生活安全安心課	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780

## 資料5

名 称	担 当 部 署	所 在 地
檜原村	総務課	〒190-0212 西多摩郡檜原村 467- 1
奥多摩町	総務課	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川 215- 6

☆印は横田基地周辺市町      ★は隣接市町

## 【その他関係市機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
教育委員会	福生市役所内教育総務課	〒197-8501 福生市本町 5
社会福祉協議会	地域推進課	〒197-0004 福生市南田園 2-13- 1
福生市商工会		〒197-0023 福生市志茂210 NTT福生ビル 1階
福生市交通安全推進委員会	福生市役所内安全安心まちづくり課	〒197-8501 福生市本町 5
福生警察署管内防犯協会	福生市役所内安全安心まちづくり課	〒197-8501 福生市本町 5

## 資料6

## 報道機関一覧

名 称	所 在 地
東京新聞 立川支局	〒190-0012 立川市曙町1-13-11 立川クレストビル1階
朝日新聞 青梅駐在	〒198-0036 青梅市河辺町6-28-1 ライオンズマンション 河辺東505
産経新聞 多摩支局	〒190-0012 立川市曙町2-31-15 日住金立川ビル3階
読売新聞 立川支局	〒190-8540 立川市曙町1-27-10
毎日新聞 青梅通信部	〒198-0032 青梅市野上町4-6-6 サンライズM河辺104
NHK 多摩報道室	〒190-0012 立川市曙町2-22-20 立川センタービル12階
時事通信 立川支局	〒190-0012 立川市曙町2-9-1 菊屋川口ビル5階
日本経済新聞 多摩支局	〒190-0013 立川市富士見町6-63-3
共同通信 立川支局	190-0023 立川市柴崎町2-3-7
MXTV 多摩ニュースセンター	〒190-0022 立川市錦町1-10-25 YS 錦町ビル7階
グリーン多摩	〒197-0011 福生市福生1275
西多摩新聞社	〒197-0022 福生市本町33
西の風新聞社	〒198-0052 青梅市長淵7-318 岩浪建設ビル4階
多摩ケーブルネットワーク	〒198-0024 青梅市新町7-4-3
都政新報社	〒160-0023 新宿区西新宿7-23-1 TSビル6階

## 資料7

## 警報及び避難の指示の伝達先一覧

## 【保育園】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
すみれ保育園	〒197-0011 福生市福生 959-8	042-513-3410
福生保育園	〒197-0011 福生市福生 1058-11	042-551-0152
わらべつくし保育園	〒197-0004 福生市南田園 1-4-12	042-539-1551
熊川保育園	〒197-0003 福生市熊川 597-1	042-551-0632
東福保育園	〒197-0011 福生市福生 209	042-551-0734
若葉保育園	〒197-0003 福生市熊川 1430	042-551-2955
加美平保育園	〒197-0012 福生市加美平 4-1-1	042-551-5491
福生杉ノ子保育園	〒197-0023 福生市志茂 47-3	042-551-9175
杉ノ子第二保育園	〒197-0004 福生市南田園 3-4-2	042-551-9305
杉ノ子第三保育園	〒197-0003 福生市熊川 373-1	042-551-8446
弥生保育園	〒197-0012 福生市加美平 3-37-13	042-552-1036
福生本町保育園	〒197-0011 福生市福生 2143-11	042-551-5811
ありんこ保育園	〒197-0012 福生市加美平 1-17-7	042-551-2032
牛浜こども園	〒197-0024 福生市牛浜 121-4	042-552-1693
ちやいれつく福生駅前保育園	〒197-0021 福生市東町 4-8	042-551-8823
福生多摩幼稚園小規模保育園乳幼児部ひよこ	〒197-0022 福生市本町 22-3	042-513-0139

## 資料 7

## 【幼稚園】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
牛浜幼稚園	〒197-0003 福生市熊川 960	042-551-3159
聖愛幼稚園	〒197-0003 福生市熊川 490	042-551-3928
清岩院幼稚園	〒197-0011 福生市福生 509	042-551-0341
福生多摩幼稚園	〒197-0011 福生市福生 1276	042-551-4429

## 【病院】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
公立福生病院	〒197-8501 福生市加美平 1-6-1	042-551-1111
熊川病院	〒197-0003 福生市熊川 154	042-553-3001
大聖病院	〒197-0011 福生市福生 871	042-551-1311
目白第二病院	〒197-0011 福生市福生 1980	042-553-3511

## 【障害者福祉施設等】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
知的障害者施設 福生学園	〒197-0003 福生市熊川 1600-2	042-530-6939
知的障害者施設 ウイステリア福生	〒197-0011 福生市福生 2169-2	042-539-4181
知的障害者施設 きんもくせい	〒197-0011 福生市福生 2351-1	042-553-2575
知的障害者施設 グリーンオアシス	〒197-0003 福生市熊川 738-4	042-530-6800
知的障害者施設 泉ハウス	〒197-0003 福生市熊川 786-9	042-513-0705
知的障害者施設 ニールテラーホーム	〒197-0011 福生市福生 1744-3	070-1306-9798
精神障害者福祉施設 けやき	〒197-0011 福生市福生 697	042-553-2645

## 資料7

## 【老人福祉施設等】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
特別養護老人ホーム サンシャインビラ	〒197-0005 福生市北田園 1-53-3	042-551-1703
特別養護老人ホーム 第2 サンシャインビラ	〒197-0011 福生市福生 3244-10	042-553-3701
特別養護老人ホーム ヨコタホーム	〒197-0011 福生市福生 2300-4	042-553-6633
特別養護老人ホーム 福生ことぶき苑	〒197-0005 福生市北田園 1-56-1	042-539-2910
介護老人保健施設 ユーアイビラ	〒197-0004 福生市南田園 1-10-3	042-539-7122
有料老人ホーム 応援家族福生	〒197-0023 福生市志茂 209-1	042-530-1351
有料老人ホーム サニーライフ福生	〒197-0003 福生市熊川 1658-1	042-539-3600
有料老人ホーム パステルライフ福生	〒197-0014 福生市福生二宮 2461	042-530-3211
有料老人ホーム ゆいま〜る拝島	〒197-0003 福生市熊川 1403-1	042-513-6409
有料老人ホーム 福生紀水苑	〒197-0022 福生市本町 87-1	042-513-6540
有料老人ホーム そんぽの家 福生公園	〒197-0003 福生市熊川 853-3	042-539-7701
サービス付き高齢者向け住宅 高齢者マンションサンシャインビラ	〒197-0003 福生市熊川 1394-1-2	042-539-0307

## 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の  
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

## 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

## 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

## (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2（1）（②）（ウ）を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ）。は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

## 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

(イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

(エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

## 都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

(イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) (ア)から(ウ)まで及び (ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸



送等)を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
  - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
  - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務(搜索、収容、輸送等)を行う者(以下(イ)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
  - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤(CMYK値:C-0,M-100,Y-100,K-0、RGB値:#FF0000)を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 1 ]



- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・ 対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 特殊信号

- ・ 対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・ 特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

#### 身分証明書

- ・ 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
  - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーブ諸条約（以下単に「ジュネーブ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時においては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
  - ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
    - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
    - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
    - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
  - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
  - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における赤十字等の標章の使用等
- ・ 平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規

定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- (イ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- (イ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
  - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者  
水防管理者が交付等を行う対象者
  - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を  
する者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
    - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
    - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
    - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
  - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
  - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
  - ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式 2 のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
  - ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

## (3) 特殊標章等の様式等

## 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 2 ]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

## 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
  - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあって

は対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字 交 付  
 標章等に係る 申請書  
 特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字) ..... (ローマ字).....	生年月日(西暦) ..... 年 月 日
申請者の連絡先 住 所:〒 ..... ..... 電話番号:..... E-mail:.....	写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長:..... cm 眼の色:..... 頭髪の色:..... 血液型:.....(Rh因子.....)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) ..... .....
---

(許可権者使用欄) 資 格: ..... 証明書番号:..... 交付等の年月日:..... 有効期間の満了日:..... 返納日:.....
--





【様式 3】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

【様式 4】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

#### ○ 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の適切な飼育又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

#### ○ 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼

## 資料9

養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

### 3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 救援の程度及び方法の基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日)

(最終改正：平成29年3月31日)

(平成25年内閣府告示第229号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 1 避難所

- イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実

施すること。

- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
  - (1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,652,000円以内とすること。
  - (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 2 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,652,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に收容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,130円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

資料 10

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。



## 資料 10

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺（附属品を含む。）
  - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

## 資料 10

- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1人当たり 4,400円
- (2) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

## 資料 10

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

### 2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住

## 資料 10

居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり135,100円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
  - イ 飲料水の供給
  - ロ 医療の提供及び助産
  - ハ 被災者の捜索及び救出
  - ニ 死体の捜索及び処理
  - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)  
最終改正：平成二七年九月一六日総務省令第七六号

### (安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### (安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

### (安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

## 資料 11

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則（平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三十一日総務省令第五十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月十六日総務省令第七十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 略

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年    月    日    時    分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年    月    日
④ 男女の別	男    女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本    その他（    ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷    非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑩～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

資料12

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（       年    月    日    時    分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年       月       日
④ 男女の別	男       女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本       その他（       ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時，場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## < 記入要領 >

(様式第1号, 様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。  
負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。



様式第4号（第3条関係）

## 安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ( )	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。